



## 税務会計課からのお知らせ

### 固定資産税（ごんなときは届出を）

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税する税金で、次の場合は、必ず税務会計課まで届出をしてください。

#### ○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、令和4年1月1日までに完成した場合は、令和4年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

#### ○建物を取り壊したとき

令和3年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、令和4年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物につきましては、令和3年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となることがあります。

問合せ 税務会計課 固定資産税担当

☎ 82-1224

### 太陽光発電設備に係る 固定資産税（償却資産）の課税について

太陽光発電設備システムを設置すると、固定資産税の償却資産に該当し、課税の対象となる場合があります。

個人の方の場合、10kw以上の太陽光発電設備システムを設置し、売電を行うと、事業の用に供している償却資産に該当しますので、固定資産税の課税対象となります。

売電による所得の申告とは別に償却資産申告書を役場税務会計課へ提出することが必要です。償却資産の申告に必要な書類は税務会計課窓口にあります。

問合せ 税務会計課 固定資産税担当

☎ 82-1224



## 総務課からのお知らせ

### 11月村議会臨時会報告

村議会臨時会が11月5日に開かれ、〈工事請負契約の締結について〉が審議され、原案どおり可決となりました。

#### ◆工事請負契約の締結について

（内容）（1災282号）下河原橋架替工事〔下部工〕の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この議案を提出したものです。



## 保健衛生課からのお知らせ

### ごみの自己搬入 ～混雑緩和についてお願い～

年末年始は、ごみの自己搬入を利用する方が多く、かなりの混雑が予想されます。

自己搬入をする方は、素材ごとに解体・分別してから車に積み込んでください。解体・分別をしていないものについては、原則持ち帰りとなります。また、時間帯や日程等を調整いただくとともに、粗大ごみ以外は人権・情報カレンダーに従って地区の集積所に出してください。混雑緩和にご理解ご協力をお願いいたします。

詳しい搬入時間等は、東秩父村ホームページをご覧ください。

なお、自己搬入の手続き等で不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

問合せ 保健衛生課 ☎ 82-1777

### 河川等の水質事故防止にご協力を！

河川や水路に油や薬品等が流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響を及ぼしたりする水質事故が県内でも多く発生しています。

年末の大掃除等の際、いらなくなった塗料や油、薬品等の取り扱いは十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流すことのないようにお願いします。

対応に係る費用は、原則事故原因者の負担となります。

もし、水質事故を見つけた場合には、速やかに東松山環境管理事務所または役場にご連絡ください。

問合せ 東松山環境管理事務所 ☎ 23-4050

村保健衛生課 ☎ 82-1777